

1. 趣旨

学校等における教職員が教育活動に専念できる安全で適切な勤務環境を確保することは、教職員のためはもとより、学校教育活動全体の質の向上のためにも重要であることから、労働安全衛生法に基づく体制の整備状況等を公表することを通じて、教職員の労働安全衛生に関する取組を促すことを目的とするもの。

2. 調査基準日

令和3年5月1日時点

（ただしストレスチェックの実施状況については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間のうち、1回以上実施している学校数を計上。）

3. 調査対象

公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに学校給食調理場（ただし認定こども園については調査対象外）

4. 調査項目

○労働安全衛生管理体制の整備等の状況

- ・衛生管理者、衛生推進者の選任状況
- ・産業医、健康管理医等の選任状況
- ・衛生委員会の開催状況

○安全衛生に関わる施策

- ・安全衛生管理規定の整備状況

○労働安全衛生法に基づく健康の保持増進のための措置の状況

- ・面接指導體制の整備状況
- ・ストレスチェックの実施状況
- ・ストレスチェックの実施後の集団分析の結果活用方法

○学校給食調理場の状況

- ・学校給食調理場における労働安全衛生管理体制の整備状況
- ・学校給食調理場における労働安全衛生法に基づく健康の保持増進のための措置の状況

○労働安全衛生管理に関わる施策等

労働安全衛生管理体制の整備等の状況（公立学校）①



学校において整備することが法令上の義務として求められる主な安全衛生管理体制

< 1. 常時50人以上の職員を使用する学校 >

- ▶ 衛生管理者：衛生に係る技術的な事項を管理する者
- ▶ 産業医：労働者の健康管理等を行う者
- ▶ 衛生委員会：衛生に関する重要事項について調査審議する機関

< 2. 常時10人以上50人未満の職員を使用する学校 >

- ▶ 衛生推進者：衛生に係る業務を担当する者

1. 衛生管理者、衛生推進者の選任状況

法令上の義務について

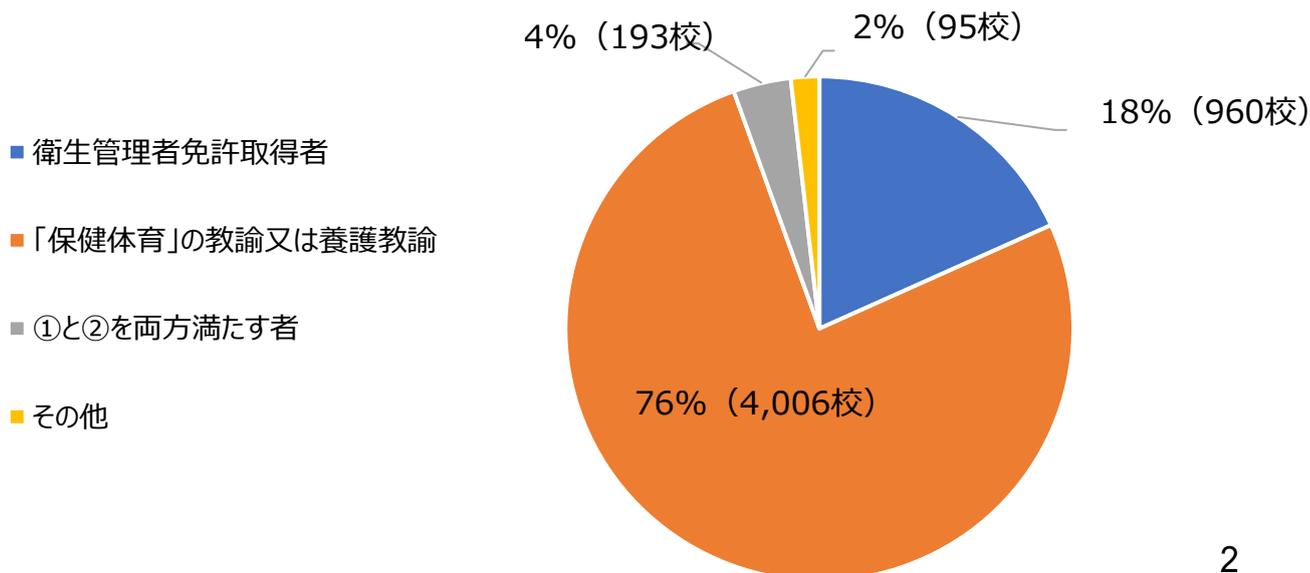
- ▶ 常時50人以上の職員を使用している学校：衛生管理者を選任すること。
- ▶ 常時10人以上50人未満の職員を使用している学校：衛生推進者を選任すること。

	衛生管理者					衛生推進者		
	選任を要する学校数 (A)	選任している学校数 (B)	選任率 (B/A)	職場巡視が行われている学校数 (C)	職場巡視実施率 (C/B)	選任を要する学校数 (D)	選任している学校数 (E)	選任率 (E/D)
幼稚園	0	—	—	—	—	855	687	80.4%
小学校	883	801	90.7%	638	79.7%	17,048	15,962	93.6%
中学校	688	636	92.4%	516	81.1%	8,236	7,595	92.2%
義務教育学校	42	41	97.6%	32	78.0%	104	93	89.4%
高等学校	2,670	2,669	100.0%	2,255	84.5%	864	844	97.7%
中等教育学校	26	26	100.0%	21	80.8%	8	8	100.0%
特別支援学校	870	866	99.5%	724	83.6%	208	206	99.0%
合計	5,179	5,039	97.3%	4,186	83.1%	27,323	25,395	92.9%

法令上の資格要件について

- ▶ 衛生管理者：衛生管理者免許取得者、医師、「保健体育」の中学・高等学校教諭、養護教諭等
- ▶ 衛生推進者：大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後一年以上衛生の実務に従事した経験を有する者等

< 衛生管理者の所有資格状況(学校数) >



2. 産業医、健康管理医等の選任状況

法令上の義務について

▶ 常時50人以上の職員を使用している学校：産業医を選任すること。*

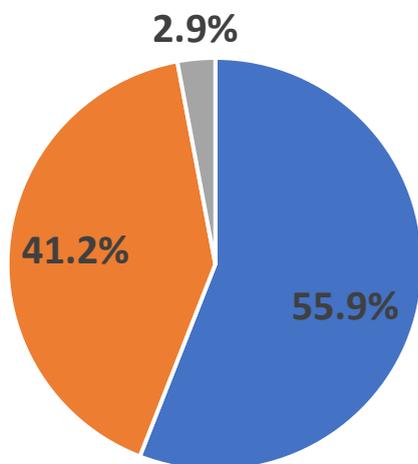
※全ての学校に必置となっている学校医に加えて、選任が必要（学校医と兼任することも可能だが、産業医資格を有する者である必要がある。）。令和3年5月1日時点で、学校医と兼任している産業医の割合は、57.1%

法令上の努力義務について

▶ 50人未満の職員を使用している学校：職員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に職員の健康管理等を実施させること。

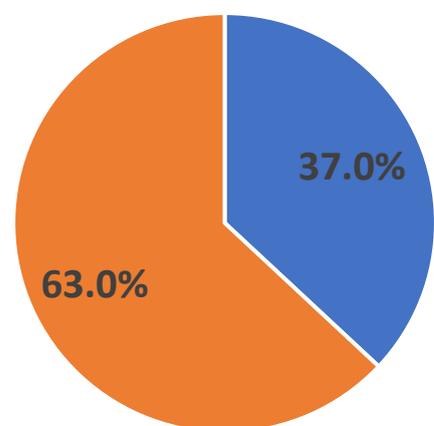
	産業医							健康管理医等		
	選任を要する学校数 (A)	選任している学校数 (B)	選任率 (B/A)	職場巡視が行われている学校数 (C)	職場巡視実施率 (C/B)	産業医への情報提供がなされている学校数 (D)	産業医への情報提供率 (D/B)	職員数50人未満の学校数 (E)	選任している学校数 (F)	選任率 (F/E)
幼稚園	0	—	—	—	—	—	—	2,690	2,015	74.9%
小学校	883	712	80.6%	388	54.5%	553	77.7%	17,872	12,497	69.9%
中学校	688	584	84.9%	367	62.8%	476	81.5%	8,420	5,847	69.4%
義務教育学校	42	38	90.5%	28	73.7%	29	76.3%	105	69	65.7%
高等学校	2,670	2,624	98.3%	1,588	60.5%	2,508	95.6%	868	838	96.5%
中等教育学校	26	26	100.0%	15	57.7%	24	92.3%	8	8	100.0%
特別支援学校	870	836	96.1%	515	61.6%	791	94.6%	216	201	93.1%
合計	5,179	4,820	93.1%	2,901	60.2%	4,381	90.9%	30,179	21,493	71.2%

健康管理医等の属性



■ 産業医資格を有する ■ その他の医師 ■ 保健師
医師

健康管理医等の採用形態



■ 学校設置者が学校ごとに選任している

■ 学校設置者が選任した健康管理医等が、複数の公立学校の職員の健康管理を担当している

3. 衛生委員会の開催状況

法令上の義務について

▶ 常時50人以上の職員を使用している学校：衛生委員会を設置すること。

	衛生委員会				
	設置を要する 学校数 (A)	設置している 学校数 (B)	設置率 (B/A)	毎月1回以上開催 している学校数 (C)	毎月1回以上開催 している率 (C/B)
幼稚園	0	—	—	—	—
小学校	883	749	84.8%	439	58.6%
中学校	688	607	88.2%	358	59.0%
義務教育学校	42	38	90.5%	24	63.2%
高等学校	2,670	2,669	100.0%	1,264	47.4%
中等教育学校	26	26	100.0%	17	65.4%
特別支援学校	870	866	99.5%	431	49.8%
合計	5,179	4,955	95.7%	2,533	51.1%

安全衛生に関わる施策

1. 安全衛生管理規定の整備状況

都道府県教育委員会		規定整備率
定めている	定めていない	
47	0	100%

市町村教育委員会		規定整備率
定めている	定めていない	
865	893	49.2%

労働安全衛生法に基づく健康の保持増進のための措置の状況

事業場において法令上の義務として求められる健康の保持増進のための措置の例

< 1. 全ての事業場 >

▶ 長時間労働者への医師※による面接指導の実施

※平成18年2月24日付け基発第0224003号厚生労働省労働基準局長通知において、面接指導を実施する医師としては、産業医、産業医の要件を備えた医師等労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師が望ましいとされている。令和3年5月1日時点で、面接指導体制を整備している学校のうち、産業医の要件を備えた医師が面接実施者となっている学校の割合は、75.5%。

< 2. 常時50人以上の職員を使用する事業場 >

▶ 心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施

1. 面接指導体制の整備状況

法令上の義務について

- ▶ 全ての事業場：週40時間を超える労働時間が月80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者から申し出があった場合、医師による面接指導を実施すること

	面接指導体制（50人以上）			面接指導体制（50人未満）		
	体制整備を要する学校数（A）	体制を整備している学校数（B）	整備率（B/A）	体制整備を要する学校数（C）	体制を整備している学校数（D）	整備率（D/C）
幼稚園	0	—	—	2,690	2,333	86.7%
小学校	883	806	91.3%	17,872	14,009	78.4%
中学校	688	644	93.6%	8,420	6,525	77.5%
義務教育学校	42	40	95.2%	105	68	64.8%
高等学校	2,670	2,665	99.8%	868	851	98.0%
中等教育学校	26	26	100%	8	8	100%
特別支援学校	870	869	99.9%	216	212	98.1%
合計	5,179	5,050	97.5%	30,179	24,006	79.5%

2. ストレスチェックの実施状況（令和2年度実績）①

法令上の義務について

- ▶ 常時50人以上の職員を使用している事業場：ストレスチェックを実施すること
- ▶ 全ての事業場：心理的負担の程度が高く、面接指導を受ける必要があると、ストレスチェックを実施した医師等が認めた者が申し出をした場合、医師による面接指導を実施すること

法令上の努力義務について

- ▶ 事後の集団分析を実施すること
- ▶ 集団分析結果を勘案し、当該集団の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずること

	ストレスチェック（50人以上）								
	検査の実施を要する学校数（A）	検査の実施した学校数（B）	検査実施率（B/A）	検査後の面接指導体制を整備している学校数（C）	体制整備率（C/B）	検査後に集団分析を実施している学校数（D）	集団分析実施率（D/B）	集団分析結果を活用している学校数（E）	分析結果活用率（E/D）
幼稚園	0	—	—	—	—	—	—	—	—
小学校	793	777	98.0%	732	94.2%	713	91.8%	591	82.9%
中学校	605	599	99.0%	557	93.0%	542	90.5%	447	82.5%
義務教育学校	37	36	97.3%	34	94.4%	35	97.2%	32	91.4%
高等学校	2,684	2,682	99.9%	2,680	99.9%	2,646	98.7%	2,449	92.6%
中等教育学校	26	26	100%	26	100%	26	100%	24	92.3%
特別支援学校	859	859	100%	858	99.9%	849	98.8%	802	94.5%
合計	5,004	4,979	99.5%	4,887	98.2%	4,811	96.6%	4,346	90.3%

3. ストレスチェックの実施状況（令和2年度実績）②

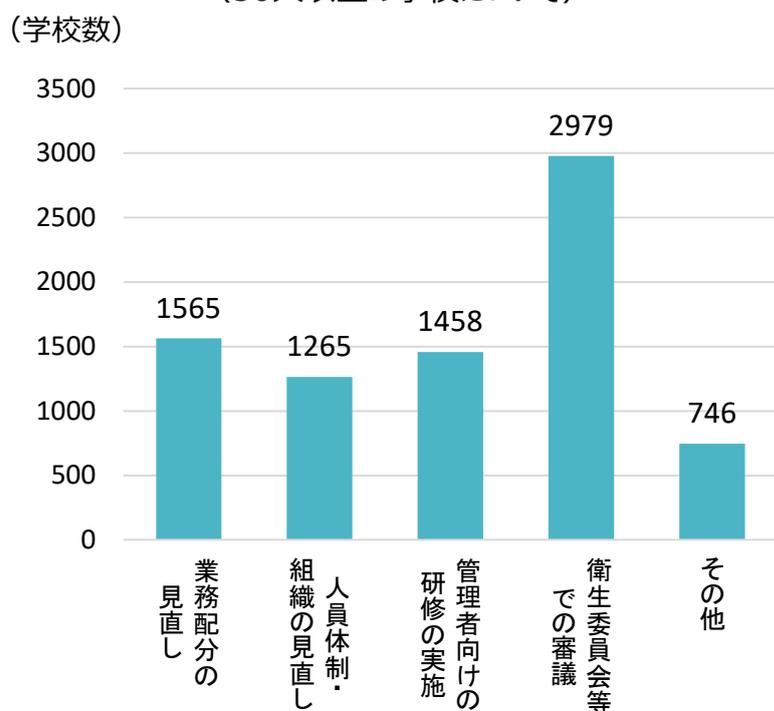
法令上の努力義務について

- ▶ 常時50人未満の職員を使用している事業場：ストレスチェックを実施すること
- ▶ 事後の集団分析を実施すること
- ▶ 集団分析結果を勘案し、当該集団の心理的な負担を軽減するための適切な措置を講ずること

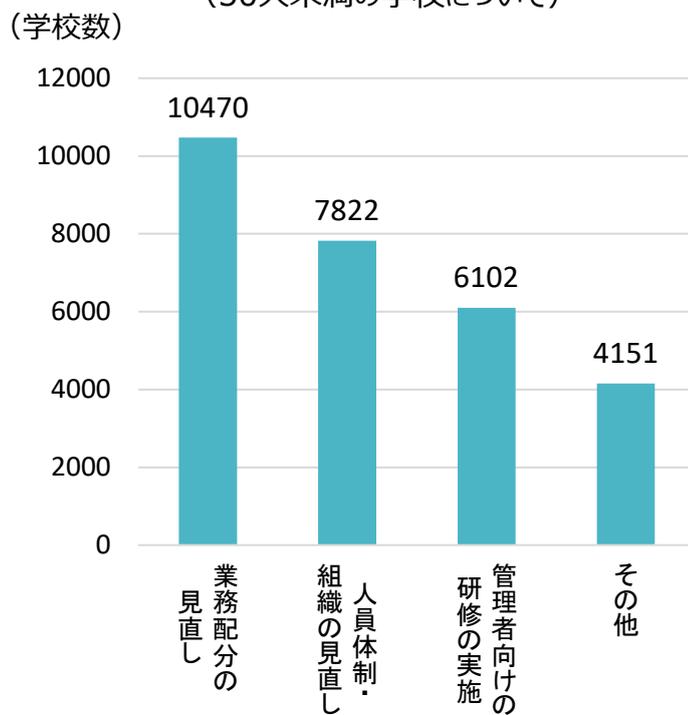
	ストレスチェック（50人未満）								
	検査の実施を要する学校数（A）	検査の実施した学校数（B）	検査実施率（B/A）	検査後の面接指導体制を整備している学校数（C）	体制整備率（C/B）	検査後に集団分析を実施している学校数（D）	集団分析実施率（D/C）	集団分析の結果を活用している学校数（E）	分析結果活用率（E/D）
幼稚園	2,821	2,665	94.5%	2,387	89.6%	1,907	71.6%	1,575	82.6%
小学校	18,118	16,385	90.4%	14,428	88.1%	13,796	84.2%	10,827	78.5%
中学校	8,581	7,624	88.8%	6,700	87.9%	6,421	84.2%	5,040	78.5%
義務教育学校	89	80	89.9%	65	81.3%	70	87.5%	54	77.1%
高等学校	865	858	99.2%	851	99.2%	842	98.1%	776	92.2%
中等教育学校	7	7	100.0%	7	100.0%	7	100.0%	7	100.0%
特別支援学校	215	214	99.5%	212	99.1%	204	95.3%	186	91.2%
合計	30,696	27,833	90.7%	24,650	88.6%	23,247	83.5%	18,465	79.4%

4. ストレスチェックの実施後の集団分析の結果活用方法＜複数回答＞（令和2年度実績）

（50人以上の学校について）



（50人未満の学校について）



活用方法例

- ・教育委員会主催のストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善のための研修会を開催し、域内の学校における職場環境改善の機運を高めた。
- ・ストレスチェックの集団分析の結果、高ストレス者の割合が高い学校の校長を対象に、職場環境改善のための助言を行うコンサルティングを実施した。
- ・ストレスチェックの経年変化を見ることで、具体的にどのような対策が成果に結びついたのかを分析している。
- ・高ストレス者だけでなく、高ストレス予備軍に該当する者に対し、心身の健康に関する各種相談事業を案内した。
- ・管理職が、教職員個人との面談で業務改善について話し合う際に、ストレスチェックの集団分析結果を活用している。

学校給食調理場において整備することが求められる主な安全衛生管理体制

- < 1. 常時300人以上の職員を使用する事業場 >
 - ▶ 総括安全衛生管理者：安全、衛生に関する業務を統括管理する者
- < 2. 常時100人以上の職員を使用する事業場 >
 - ▶ 安全委員会：安全に関する重要事項について調査審議する機関
- < 3. 常時50人以上の職員を使用する事業場 >
 - ▶ 安全管理者：安全に係る技術的な事項を管理する者
 - ▶ 衛生管理者：衛生に係る技術的な事項を管理する者
 - ▶ 産業医：労働者の健康管理等を行う者
 - ▶ 衛生委員会：衛生に関する重要事項について調査審議する機関
- < 4. 常時10人以上50人未満の職員を使用する学校 >
 - ▶ 安全衛生推進者：衛生に係る業務を担当する者

1. 学校給食調理場における労働安全衛生管理体制の整備状況

総括安全衛生管理者			安全管理者			衛生管理者		
選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率	選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率	選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率
21	15	71.4%	176	145	82.4%	176	156	88.6%

安全衛生推進者			産業医			安全委員会			衛生委員会		
選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率	選任を要する事業場	選任している事業場	選任事業場率	設置を要する事業場	設置している事業場	設置事業場率	設置を要する事業場	設置している事業場	設置事業場率
813	547	67.3%	176	157	89.2%	59	56	94.9%	176	154	87.5%

2. 学校給食調理場における労働安全衛生法に基づく健康の保持増進のための措置の状況

面接指導体制（50人以上）			面接指導体制（50人未満）		
体制整備を要する学校数	体制を整備している学校数	整備率	体制整備を要する学校数	体制を整備している学校数	整備率
176	164	93.2%	1,782	1,260	70.7%

ストレスチェック（50人以上）								
検査の実施を要する学校数（A）	検査の実施した学校数（B）	検査実施率（B/A）	検査後の面接指導体制を整備している学校数（C）	体制整備率（C/B）	検査後に集団分析を実施している学校数（D）	集団分析実施率（D/B）	集団分析の結果を活用している学校数（E）	分析結果活用率（E/D）
178	167	93.8%	154	92.2%	140	83.8%	118	84.3%

ストレスチェック（50人未満）								
検査の実施を要する学校数（A）	検査の実施した学校数（B）	検査実施率（B/A）	検査後の面接指導体制を整備している学校数（C）	体制整備率（C/B）	検査後に集団分析を実施している学校数（D）	集団分析実施率（D/B）	集団分析の結果を活用している学校数（E）	分析結果活用率（E/D）
1,799	1,406	78.2%	1,247	88.7%	976	69.4%	799	81.9%

1 会議（研修会・校長会等）での趣旨徹底

取組例

- 管理職を対象としたメンタルヘルス研修の実施（産業医や臨床心理士等の専門家による講話）
- 会議（教育長会議や管理職研修会、指導主事会、養護教諭研究会、服務倫理委員会等）において、関連法規の改正や労働安全衛生管理体制、ストレスチェックの実施状況・集団分析、時間外労働の状況・取組について報告
- 衛生担当者会議を開催し、好事例や課題を衛生担当者と教育委員会で共有
- ストレスチェックの職場分析について解説動画を配信するとともに、職場分析をより活用するため、学校長を対象に職場環境向上に向けた研修会を実施

2 通知等での趣旨徹底

取組例

- 健康管理医が、長時間勤務者の面接指導後に教育委員会及び学校管理職に対して通知で業務改善方を提言
- ストレスチェックや集団分析、その後の面接等実施のため、実施要綱とQAを教育委員会で作成し、趣旨を徹底
- 労働安全衛生意識の高揚を図るため、各学校の取組事例を教育委員会で集約した結果を域内の全学校へ通知

3 職員が衛生管理者等の資格を取得するための財政措置（講習会等への派遣等）

取組例

- 将来的な衛生管理者の確保を目的として、衛生管理者になる予定の職員だけでなく、その他の職員についても希望すれば衛生管理者免許を取得できるよう財政措置
- 衛生管理者等としての役割等に関する研修会を開催し、旅費を措置
- 衛生管理者受験準備講習会に係る費用の予算措置

4 手引き・パンフレット等の作成

取組例

- 産業医等による健康相談を気軽に利用できることを周知するため、産業医や面談について紹介する名刺大のカードを配布
- 労安だよりを発行し、公務災害の発生状況やヒヤリハット事例、ストレスチェックの集団分析結果の変化等を周知
- ストレスチェックの勧奨や産業医の面談、セルフケアに関する窓口を記載した啓発資料を作成・配布
- 心身の不調や復職支援に対応するため、管理職向けのメンタルヘルスハンドブックを作成・配布
- 全教職員向けに「教職員健康相談室だより」を発行し、自己健康管理対策の必要性について啓発
- 毎年度末に次年度の「労働安全衛生の手引き」を作成し、学校管理職向けに説明会を開催
- 公立学校共済組合の県支部と県教委で作成した、教職員のメンタルヘルスの手引きを各学校へ配布及びホームページへ掲載

5 労働基準監督機関等との連携（指導・助言、講習会への参加等）

取組例

- 人事委員会・労働基準監督署が主催する労働安全衛生管理に関する研修会へ教職員が参加できることを学校へ周知
- 市長部局主催で労安担当者間の情報交換を実施
- 公立学校管理職を対象とする研修会で、労基署職員による労働安全衛生に関する講義を実施
- 産業保健総合支援センター主催の産業保健に関する研修会へ教職員が参加できるよう情報を提供

6 その他

取組例

- メンタルヘルス相談窓口を業務委託により設置し、電話やメールによる相談を受け付け
- 保健師やスクールカウンセラー等によるカウンセリングを希望すれば常時受けられる電話相談体制の整備
- 公立学校共済組合と連携し、精神科医・臨床心理士・教員OB等による各種相談窓口を開催
- 24時間体制の相談ダイヤルを設置し、全教職員に対して周知徹底を図るためのチラシを作成・配布
- 教育委員会に総括安全衛生委員会を設置し、教職員の健康管理等について総合的に調査・審議
- 産業医による職場巡視の際に学校のグッドプラクティスを収集してもらい、域内の学校に横展開
- ストレスチェック受検を紙ではなくWEB受検とし、各学校の取りまとめの負担を削減
- 整理整頓の状況が芳しくない学校を選定し、整理整頓や仕事がしやすい職場づくりに取り組んでもらう事業を実施。
- 教員を対象としたキャンピングカーの巡回による健康相談の開催など、メンタル面や健康面で教員がいつでも相談できるような取組を実施
- 初任者や異動初年者等を対象とした臨床心理士相談事業の実施